

スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム 会員規則

令和4年(2022年)1月21日

(趣旨)

第1条 本規則はスマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム規約(以下、「プラットフォーム規約」という。)第5条に規定する会員に関し必要な事項を定める。

(会員種別)

第2条 会員種別を次のとおりとする。

- (1) パートナー会員
- (2) 一般会員

2 前項第1号に定めるパートナー会員として申請しようとする者は、登録申込時に以下の事項を申し出なければならない。ただし、第1号については任意とする。

(1) 事業提案

(2) 次に定めるもののうち、プラットフォームにおいて実施する事業に提供等を行うことができる具体的な内容

- ① 自社(団体)のサービス、製品、及びソリューションの提供
- ② 自社(団体)の保有するデータの提供
- ③ スマートシティの推進に関する知見の提供
- ④ スマートシティ、デジタル人材の育成に関する協力

(登録申請)

第3条 会員としての登録を希望する法人・団体(以下、「団体」という。)は、プラットフォーム規約第7条に規定する代表(以下、「代表」という。)宛に登録の申請を行うものとする。

2 前項の申請を行った団体は、プラットフォームホームページに掲載したプラットフォーム規約等に同意したものとみなす。

(登録承認)

第4条 代表は、前条の申請があったときは速やかに内容の確認を行い、疑義がなければ登録の承認を行う。

2 代表は、前項の承認を行ったときは、申請を行った団体に対し速やかに通知する。

(退会等)

第5条 会員は、代表に対して書面により届け出ることにより、プラットフォームから退会することができる。

(秘密保持)

第6条 会員は、プラットフォームにおける活動を通して知得した他の会員の技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、退会後の会員に対しても同様とする。

(規則の制定改廃)

第7条 この規則の制定改廃は代表が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

(雑則)

第8条 本規則に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、必要に応じて代表が定める。

附則

この規則は、令和4年(2022年)1月21日から施行する。